

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年1月16日(2020.1.16)

【公表番号】特表2019-500096(P2019-500096A)

【公表日】平成31年1月10日(2019.1.10)

【年通号数】公開・登録公報2019-001

【出願番号】特願2018-528304(P2018-528304)

【国際特許分類】

A 47 J 31/44 (2006.01)

B 67 D 1/08 (2006.01)

【F I】

A 47 J 31/44 510

B 67 D 1/08 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月26日(2019.11.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポーションカプセル(10)から抽出飲料を作るための抽出モジュール用カプセル認識モジュールであって、そこを通ってカプセル認識位置へとカプセルが挿入ができるカプセル挿入口(11)を備え、さらに、

カプセル認識位置に位置される前記カプセル(10)の光学特性を検出するための光学センサー、特にカメラ(50)と、

前記カプセル認識位置と前記光学センサーとの間の透明材料のカプセル認識窓(52)とを備え、

アクセス開口部を閉じかつ可逆的に開かれおよび/または除去されるよう構成されるモジュールカバー(18)と、を備え、モジュールカバー(18)が開かれまたは除去されると、前記カプセル認識位置に向かう前記カプセル認識窓(52)の側面は、アクセス開口部を通してアクセス可能であり、

前記アクセス開口部は、前記カプセル挿入口から分離していることを特徴とする、カプセル認識モジュール。

【請求項2】

前記カプセル認識窓(50)は、前記カプセル認識位置と前記光学センサーとの間の軸に対して非直角に配置される、請求項1に記載のカプセル認識モジュール。

【請求項3】

前記カプセル認識窓への垂線と、前記窓を通過する前記軸の通路の位置における前記軸との間の角度(θ)は、10°と45°との間である、請求項2に記載のカプセル認識モジュール。

【請求項4】

前記カプセル認識窓(52)は、前記モジュールカバー(18)の前記側面に向かって傾けられる、請求項2または請求項3に記載のカプセル認識モジュール。

【請求項5】

前記カプセル認識位置において前記カプセルを照らすための少なくとも1つの光源(62)を備え、前記光源は、前記光学センサーに向かう前記カプセル認識窓(52)の前記

側面上に配置される、請求項 1 から請求項 4 のいずれか 1 項に記載のカプセル認識モジュール。

【請求項 6】

前記光源（62）によって生成される光のためのディフューザー（53）を備える、請求項 5 に記載のカプセル認識モジュール。

【請求項 7】

前記カプセル認識位置に向かう前記カプセル認識窓（52）の前記側面において気流を生成するためのファン（70）を備える、請求項 1 から請求項 6 のいずれか 1 項に記載のカプセル認識モジュール。

【請求項 8】

前記モジュールカバーは、旋回軸においてモジュールハウジング上に固定され、旋回移動によって開かれることができる、請求項 1 から請求項 7 のいずれか 1 項に記載のカプセル認識モジュール。

【請求項 9】

飲料製造機、特にコーヒーマシンであって、給水部と、ポンプ（92）と、水供給手段（93）と、並びに、請求項 1 から請求項 7 のいずれか 1 項に記載のカプセル認識モジュール（5）と、を備える、飲料製造機。

【請求項 10】

前記アクセス開口部は、カプセル挿入口が開かれてアクセス可能である場合に、前記モジュールカバー（18）によって閉じられることが可能である、請求項 9 に記載の飲料製造機。

【請求項 11】

前記カプセル挿入口（11）を閉じるための操作部品（26）を備え、前記操作部品（26）が前記カプセル挿入口を閉じるときに、前記モジュールカバーは、前記操作部品によって覆われる、請求項 9 または請求項 10 に記載の飲料製造機。